

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1 の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

本学は、表 2-1-1 に示すように、社会科学系の総合大学として、「商学部（収容定員 1,660 人）」、「法学部（収容定員 480 人）」、「経済学部（収容定員 480 人）」の 3 学部と、大学院に「商学研究科（収容定員 40 人）」、「法学研究科（収容定員 20 人）」、「経済学研究科（収容定員 20 人）」の 3 研究科、そしてこれらにおける教育・研究及び社会活動を支援するために、「岡山商科大学附属図書館」並びに「岡山商科大学産学官連携センター」が設置されており、さらに「産学官連携センター」の統括下に「社会総合研究所」、「情報教育センター」、「会計教育センター」、「地域再生支援センター」、「法学教育センター」が設けられ、大学ならびに大学院における教育研究上の目的を達成するための支援を行えるよう組織化されている。

表 2-1-1 学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織

大学	商学部（収容定員:1,660 人）	商学科（収容定員:1,240 人） 会計学科（収容定員: 420 人） （産業経営学科*、国際観光学科*）
	法学部（収容定員:480 人）	法学科
	経済学部（収容定員:480 人）	経済学科
大学院	商学研究科（収容定員:40 人）	商学専攻（修士課程）
	法学研究科（収容定員:20 人）	法学専攻（修士課程）
	経済学研究科（収容定員:20 人）	経済学専攻（修士課程）
附属機関	産学官連携センター { 岡山商科大学社会総合研究所 情報教育センター 会計教育センター 地域再生支援センター 法学教育センター	
	岡山商科大学附属図書館	

*産業経営学科及び国際観光学科は平成 17(2005)年 4 月の改編により募集を停止しており、在学生の卒業を待って廃止。また、法学部法学科及び経済学部経済学科は、法経学部法学科及び経済学科を改編・独立したもの。

「岡山商科大学社会総合研究所」は、各種調査研究の実施、助成、受託及び研究成果の発表と、公開講演会及び公開講座等大学公開事業、資格取得試験のための相談及び資格試験講座の実施等学習支援活動の実施などを行い、本学における総合的な教育研究の支援機関となっている。「情報教育センター」は本学と高等学校との連携を促進する事業を行っている。「会計教育センター」は、会計学を学習する本学学生に対する支援事業(学習意欲の向上や資格取得等に関する支援事業)を中心に行っている。「地域再生支援センター」は近隣地方公共団体への政策提言や委託調査、地域再生のためのシンポジウム開催などの事業を行っている。「法学教育センター」は、法的資格の取得や公務員採用試験をめざす学生の支援を行うための講座の開設を行っている。「産学官連携センター」は、産学官連携を推進し、大学の知的財産を社会において活用するとともに、学内の学生に対する教育支援を目指している。これらの研究所およびセンターは、学部を横断しての教育研究支援を行うものであり、各種事業の学生への参加呼びかけなども全学的に行われている。

大学全体としての意思決定を行う機関として評議会があり、大学の各学部には教授会、大学院には大学院委員会のもとに各研究科委員会が設置されている。全学の教員に対する連絡・調整が必要な場合などには、全学教授会が必要に応じて招集される。評議会は学長、副学長、大学院長、各学部長、大学院各研究科長、教学部長、就職部長、入試部長、附属図書館長、産学官連携センター長によって構成され、毎月1回の定例評議会と学長が招集する臨時評議会がある。評議会は「岡山商科大学評議会規程」に基づいて運営され、全学的な事項に関して審議する。大学全体の教育研究に関わる問題に対応するための全学的な委員会としては、「教学委員会」、「自己点検・評価委員会」、「附属図書館運営委員会」、「就職委員会」、「入試委員会」、「人権教育委員会」、「学内ネットワークシステム委員会」、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」「大学教育改革委員会」等があり、それぞれ各学部・学科から委員が選出される。各委員によって学部・学科の方針や状況が委員会での議論に反映されるようになっており、全学的な連携を図るべく構成されている。

(2) 2-1 の自己評価

学部の規模の観点からは、現在の商学部2学科、法学部および経済学部各1学科の構成と学部の規模は、地方都市における本学の社会的使命から言って妥当なものと考えられる。ただし、全学部合計の収容定員充足率が平成19(2007)年5月現在0.59と低下している現状は改善する必要があると認識している。

各学部および学科では、本学が掲げる教育目的を実現するために、教授会および学科会議により教員間の連携が図られている。さらに大学全体の統合された運営のために、評議会が運営されている。評議会での審議・報告事項は教授会にも報告され、全学的な意思統一が図られている。

附属機関として設置されている研究所および各センターは、全学的な取り組みを行っている。ただし、その取り扱う分野によっては特定の学科へのサービスとなりやすい面がある。全学部での利用をさらに促進し、これら附属機関の効果的な活用をいっそう図ることが必要である。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少をはじめとした大学を取り巻く厳しい環境の中で、大学としての意思決定の迅速性を求められている。各学部教授会による学部運営に関しても、全学的な連携が求められる局面があるが、その円滑な実現を図るための評議会の責任は今後いっそう重大となる。教学面の民主的な議論は尊重しながらも、大学運営の改革へ向けての迅速な意思決定は、最高議決機関である評議会及び学長の責任のもとにスピーディーな対応を図っていく。また、収容定員に関しては社会から本学に対して求められるニーズを検討し、妥当な定員設定を行っていく必要がある。更に、地域社会や学生のニーズに応えた「アジアビジネス専攻」を平成 19(2007)年度より設置したが、このように大学教育として適切なものであるよう留意しつつ展開し、定員充足率の減少への対応策の一環としたい。ただし、入学する留学生の比率や日本語能力のレベルを適切に管理することに十分な注意を払い、日本人学生の満足度などに悪い影響を与えないようにしなければ、定員充足率を改善することにはつながらない点に留意する。

各センターの利用学生の偏りについては「産学官連携センター」が中心となって検討を行い、大きな偏りがある場合には利用の少ない学部学科の学生への周知を図るなどの対応を行う。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2 の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2 の事実の説明（現状）

本学では大学設置基準の大綱化を受けて「教養科目担当者委員会」が設置され、教養教育の運営にあたっていたが、平成 17(2005)年度の学部改編・3 学部体制への移行を機に同委員会は廃止された。現在、教養教育については各学部が責任をもって運営し、各学部の教育方針のもとに教養教育を実施することになっている。これにより、教養教育に関することは、各学部の教育及びカリキュラムに関する事項として教授会の審議・承認を得ることになっている。ただ、教養教育が全学共通カリキュラムという側面も持っていることから、この面からは全学的な立場から「教学委員会」において協議されることになっている。

教養教育に関する組織上の措置及び運営上の責任体制については、資料編【資料 2-4】「教養教育の組織的位置づけ」に示されている。同資料で明らかなように、教養教育と専門教育の内容や量的バランス等の教育課程に関することは、教員の人事（「教養科目」担当者も各教授会の所属となっている）を含めて、各学部教授会の審議事項となっている。しかしながら、教養教育の実施に際しては、教養教育が全学共通のカリキュラムという性格もっているため、学部間の調整も必要になる。その役割を担う部署として平成 18(2006)年度から「教学部」が設置され、協議機関として「教学委員会」（委員長は教学部長）が設けられた。同委員会では、学部から諮問されたことについて協議する。附議事項の協議結果に

ついては一部の事項を除き各学部教授会に報告され、教授会で審議・了承されて初めて実施に移される。一部の事項、すなわち「全学共通のカリキュラムの配置・調整に関する事項」及び「学部間兼担科目と兼任教員の配置・調整に関する事項」については、各教授会へは報告のみで、「教学部」の責任で実施に移すことができる（「岡山商科大学教学委員会規程」第7条）。要するに、教養教育の実施及び同担当者の配置・調整に関しては責任と権限が「教学委員会」に与えられている。また、必要に応じて部会等も設置できるようになっている（同上「規程」第8条）。

(2) 2-2 の自己評価

専門教育のみならず教養教育についても、学部教授会による審議・決定がなされるようになって以来、教養教育の内容に少しずつ学部の独自色が打ち出されてきている。このことは積極的に評価したい面であるが、これと並行して、部分的にはあるが、教養教育における専門基礎教育としての面が強く現われ始めている。このことについては、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」（大学設置基準）という教養教育の本筋から逸脱しないように慎重に見守ってゆく必要がある。その一方で、「教学委員会」においても全学共通カリキュラムという視点から教養教育の配置・調整が行なわれている。同委員会は実施上の配置・調整にとどまらず、共通選択科目「岡山講座」を積極的に提案し、迅速に実施に移すという役割を果たしている。このようにして、教養教育は現状では学部による運営と、学部横断的教育という面からの「教学委員会」による調整の二重構造になっており、十全な責任体制というにはやや曖昧さが付きまとっていることは否めない。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在の教養教育の組織上の措置や運営上の責任体制は、以前の教養教育運営における経験をふまえて、1～2年前にできあがったものであり、この運営体制の成熟と周知の期間を要するものとなっている。急速なグローバル化等、急速に変貌してゆく社会の中で教養教育を一層実質のあるものとするためには、専門教育との量的バランスの問題だけでなく、教養教育の内容についても、各教授会の審議事項であり、責任範囲であることの認識を広めていく必要がある。今後、このことについて各学部教授会において更に検討してゆきたい。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3 の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3 の事実の説明（現状）

本学の教育研究に関する意思決定機関の組織は、図 2-3-1 の学内教育研究関係意思決定機関の組織図（資料編【資料 2-1】「岡山商科大学組織図」参照）のように示される。「評議会」は、学内意思決定の最高議決機関であり、学長、副学長、大学院長、各学部長、大学院各研究科長、教学部長、就職部長、入試部長、附属図書館長、産学官連携センター長、その他学長が必要と認める教職員若干名を評議員として構成され、(1)学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項、(2)大学の機構に関する事項 (3) 事業計画及び予算案に関する事項、(4) 学部、学科、その他重要な施設の新設並びに改廃に関する事項、(5)各種委員会に関する事項、(6)人事の基準に関する事項、(7)全学的行事に関する事項、(8)収容定員に関する事項、(9)学生の厚生補導並びにその身分に関する事項、(10)各教授会間の調整に関する事項、(11)その他大学の運営に関する重要事項について審議し決定する。「評議会」のもとに、教育研究に関わる学内意思決定の中心的機関として、大学には「教授会」、大学院には「大学院委員会」及び「研究科委員会」がある。このほかに、「評議会」のもとに、全学的な各種「委員会」が組織体の機能の一部を担い、組織の有機的連携を通じて、組織全体として、「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」という本学の使命・目的（教育理念）及び学習者の要求に対応する構造となっている。なお、組織上は正式な機関ではないが、各学部において「学科会議」や「専攻会議」が頻繁に開催されおり、教育研究に関する事項についてきめ細かな検討・協議が行われている。その活動は、「教授会」や全学的な各種「委員会」での議論に反映されている。

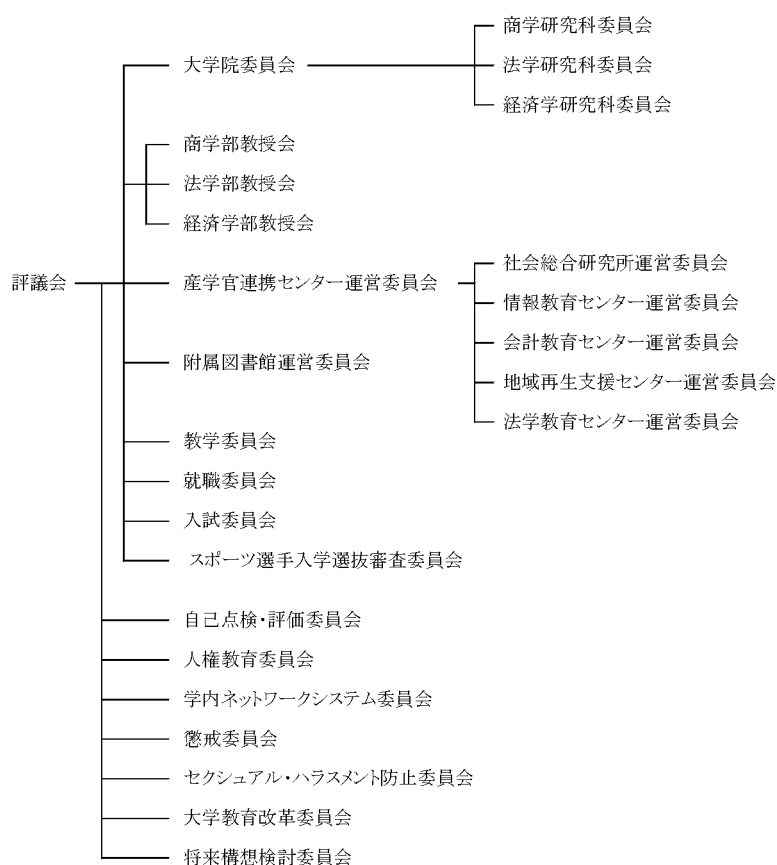


図 2-3-1 学内教育研究関係意思決定機関の組織図

「教授会」は、教授、准教授、講師、助教をもって構成され、(1)学則その他諸規程に関する事項（教育及び研究に関するものに限る。）、(2)学部内規の制定・改廃に関する事項、(3)教育・研究に関する事項、(4)各種委員会に関する事項、(5)教員の人事及び研究員の受け入れに関する事項、(6)学生の入学・退学・編入学・転学部・転学科・転学・休学・復学・単位修得及び卒業・修了に関する事項、(7)学生教育課程に関する事項、(8)学生の厚生補導及び賞罰、その他身分に関する事項、(9)大学の諸行事に関する事項、(10)評議会から諮問された事項、(11)その他審議を必要とする事項、すなわち本学の教育研究の基本的方針等の重要事項について審議し決定する。ただし、事項(10)のほか、評議会の審議事項に関する重要な審議経過及び結論は、学部長から評議会に報告され、学部長が必要と認めるときは評議会の審議を求めることになっている。また、全学部長が協議の上必要と認め学長に申し出たとき及び学長が必要と認めたときは、全学部合同の教授会が開催され、附議事項その他運営方法については、教授会の例によって行われる。

「大学院委員会」は、学長、大学院長、各研究科長及び各研究科ごとの推薦に基づき学長が指名する各1名の者を委員として構成され、(1)大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項、(2)学位授与の承認に関する事項、(3)その他大学院の運営に関する重要な事項について審議し決定する。「研究科委員会」は、当該研究科の授業科目を担当する専任教員をもって構成され、(1)研究科担当教員の資格審査に関する事項、(2)学位授与の審査に関する事項、(3)研究科課程に関する事項、(4)学生の入学、休学、復学、退学及び課程の修了に関する事項、(5)その他研究科に関する事項について審議し決定する。

全学的委員会である「教学委員会」「附属図書館運営委員会」「就職委員会」「自己点検・評価委員会」「人権教育委員会」「学内ネットワークシステム委員会」「懲戒委員会」「大学教育改革委員会」では、各学科から委員が選出されており、各学部あるいは学科の意思が委員会での議論に反映されやすい形になっている。「入試委員会」では、各学部長及び学科長のほかに、各学部から委員が選出されている。「スポーツ選手入学選抜審査委員会」及び「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」では、各学部長及び学科長が委員となっている。「将来構想検討委員会」では、各学部長が委員となっている。大学院からの委員の選出については、「附属図書館運営委員会」に、各研究科から1名の委員が選出され、「懲戒委員会」には、大学院から1名の委員が選出され、「将来構想検討委員会」及び「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」には、大学院長が委員として出ている。このほかに、特殊な全学的委員会として、「産学官連携センター運営委員会」「社会総合研究所運営委員会」「情報教育センター運営委員会」「会計教育センター運営委員会」「地域再生支援センター運営委員会」「法学教育センター運営委員会」があり、「社会総合研究所運営委員会」を除いて、委員は本学専任教員の中から学長によって選出されている。「社会総合研究所運営委員会」では、各学科から委員が選出されている。なお、「産学官連携センター」は平成19(2007)年4月1日に新設され、既設の「社会総合研究所」「情報教育センター」「会計教育センター」「地域再生支援センター」「法学教育センター」を構成組織としたものであり、本学の学習支援を含む多様な活動を行っている。

教育研究に関わる全学的な各種委員会の中で、「教学委員会」の協議内容のうち、全学共通のカリキュラムの配置・調整に関する事項と学部間兼担科目と兼任教員の配置・調整に関する事項については「教授会」に報告され、その他の事項については、「教授会」に報告

され、審議・決定される。「附属図書館運営委員会」「入試委員会」「スポーツ選手入学選抜審査委員会」の審議内容については、「教授会」に報告され、決定される。「就職委員会」で審議決定された事項は、「教授会」に報告・決定され、重要な事項については、教授会の審議をまたなければならない。「人権教育委員会」で審議された重要事項は、「教授会」に報告され、決定される。「学内ネットワークシステム委員会」の審議結果は、「評議会」及び「教授会」に報告され、決定される。「自己点検・評価委員会」による見直し、策定等については、「教授会」の議を経たうえ「評議会」で決定される。「大学教育改革委員会」の審議内容は、「評議会」に報告される。「将来構想検討委員会」が本学の将来のあり方について策定した戦略については、その実行にあたっては、必要に応じ理事会、評議会、教授会等の意見が聴取される。このほかに、規程上、「教学委員会」のもとに、「商学部教務委員会」「法学部教務委員会」「経済学部教務委員会」があり、現在運営されていないが、実質的な役割は、各学科から選出されている教学委員と当該学部長及び学科長間の密接な連携関係を通じて果たされている。

以上のように、本学では、「評議会」のもとに、「教授会」を教育研究に関わる学内意思決定の中心的機関とし、教育研究に関わる各機関が有機的に連携して、本学の使命・目的及び学習者のニーズに対応している。

このような組織構造の中で、たとえば、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価報告書の作成のほか、授業評価アンケート調査の実施及びその結果の教員へのフィードバックや全学教職員集会における教授法の報告会開催等のFD(Faculty Development)、「学生満足度調査」の実施等々、本学の教育研究及び運営等について組織的・継続的かつ自主的な自己点検・評価、教育研究の改善及び学習者の要求への対応を行っている。「大学教育改革委員会」は、建学の精神や教育の理念・目標、学部及び大学院の教育組織、カリキュラムや教育方法、アドミッションポリシーや学生支援、FD 等幅広い事項について検討し、本学の教育の改革・改善策を提言している。「将来構想検討委員会」は、学長のもとで幹部教職員が、本学の将来のあり方について、学部構成、定員管理、教学体制の構築等全般にわたり、戦略を検討している。「教学委員会」は、「オフィス・アワー」や「学習指導カルテ」の充実、「学生出席調査」の実施とフィードバック及び「講義案内システム」の改善等に関する協議を通じて、学習支援体制の充実を図っている。「附属図書館運営委員会」は、開館時間の延長や学生用図書の充実等の検討を通じて、学習者の利便を図っている。

なお、本学では、以上のような公式会議組織や常置的委員会組織のほかに、新規の事態や緊急の事態に臨機応変に対応するため、「ワーキンググループ」という柔軟な組織を形成することを慣行としている。学長等トップマネジメントが責任者（リーダー）を指名し、あとはそのリーダーの下で対応策を協議するため有能で機動力のあるメンバーを関係部署から横断的に数人集めて緊急事態への対応策を協議し学長等へ答申するという方式である。

(2) 2-3 の自己評価

上述のように、本学では、教育研究に関わる意思決定機関の組織が整備され、各機関及びシステム全体が本学の使命・目的及び学習者の要求に対応する体制が一応機能している。しかしながら、教育研究に関わる学内意思決定の中心的機関である「教授会」と教育研究に関わる各種「委員会」の一部との間で有機的な連携関係が必ずしも構築されていない。

また、本学では、学習者の様々な要求に対して、包括的かつきめ細やかに対応するための専用の窓口や運営委員会等の組織が未整備である。本学の教育研究に関わる意思決定組織は整備され、機能しているものの、必ずしも万全とはいえず、今後、活用・廃止・改編・統合や新設等の見直しの余地を残している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在のような急激な変化・変革の時代にあつては、意思決定組織はスピーディかつ適切に本学の使命・目的や学習者のニーズに対応することが求められている。そのためには、本学の教育研究に関わる意思決定組織が十分に機能することが必要であり、各意思決定機関及びシステム全体が十全に機能するよう意思決定組織の見直しを行っていく。それに伴って、全学的な情報の共有化・整理・統合・活用が不可欠と考えられることから、これらが可能なシステムの構築を検討していく。また、学習者の様々なニーズに包括的かつきめ細やかに対応するため、学生支援センターのような組織の設置を検討していく。さらに、発足後間もないが、「将来構想検討委員会」での検討を急ぎ、できる限り早期に、本学の将来のあり方について、戦略を策定し、学部構成、定員管理、教学体制の構築等を検討していきたい。

〔基準 2 の自己評価〕

商学部、法学部、経済学部の 3 学部と、各学部専任教員が中心となって兼任指導する商学研究科、法学研究科、経済学研究科の 3 研究科を教育研究の基本組織とし、附属機関として「附属図書館」「社会総合研究所」、それに「産学官連携センター」の下に統括される 4 つのセンター（「情報教育センター」・「会計教育センター」・「地域再生支援センター」・「法学教育センター」）をもつ本学の教育研究組織は、「社会的事象を的確に捉え、分析し、解決する能力」（教育理念）を育成するといった大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成されているといえる。

本学は商学部商学科の 1 学部 1 学科をもって開学し、その後法経学部を設置し、さらに大学院 3 研究科の設置、法学部・経済学部の分離独立と連携といった歴史的発展は、「産業の現実に関心を持ち」「創造的に社会の発展を指向する人物の養成」という建学の精神の実現に近づくための組織的措置であったと評価できる。平成 17（2005）年度改組の完成年度を待たず、商学部商学科のもとに「アジアビジネス専攻」を新設し、全学の附属機関の連携を強めるため統括組織として「産学官連携センター」を設けたのも、「産業の現実」への関心を強め、「創造的に社会の発展を指向する」ための措置と評価できる。

つぎに、教養教育と専門教育の量的バランスや有機的連携については、3 学部各教授会の審議事項（「学生教育課程に関する事項」）とし、「全学共通のカリキュラムの配置・調整に関する事項」及び「学部間兼担科目と兼任教員の配置・調整に関する事項」の全学共通の実施上の決定権限を教学委員会に委譲するという組織上の措置（資料編【資料 2-5】「岡山商科大学教学委員会規程」第 7 条第 1 項参照）は、大学設置基準第 19 条を遵守するとともに、「専門学術の振興」及び「幅広い学習機会の提供」「心豊かな人材の育成」といった本学の教育目標を達成するための措置となっている。

教育方針や施策を形成する組織としては、「評議会」の下に3学部教授会、各学部横断的に「教学部」「入試部」「就職部」を置く一種のマトリクス組織が教育研究の施策決定・執行のための基本となっている。その決定・執行を点検・評価するための組織として、「自己点検・評価委員会」、また各決定・執行機関のスタッフ組織として各種委員会をおいている。すなわち、「将来構想検討委員会」（議長は学長）、「大学教育改革委員会」（議長は副学長）、「産学官連携センター運営委員会」（議長は副学長）、「教学委員会」（議長は教学部長）等が支えている。これらの組織上の措置は、「建学の精神」や「教育理念」「教育目標」などに明示する大学の使命・目的を達成するために設置されている。

しかしながら、上に述べた組織的措置が十分に機能をはたしているか、学習者のニーズに十分に対応できるようになっているかと問われれば、肯定的に答えることはできない。学生定員の充足率は、収容定員充足率（データ編【表 F-4】「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」参照）及び入学定員充足率（同【表 4-2】「学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）」参照）ともに、全学的に低下の一途をたどっている。これは、産業社会の需要への対応が十分でないことの認識の必要性と、なお一層「産業の現実」に関心を向け、「創造的に社会の発展を指向する」教育研究組織の再編が必要であることを示唆している。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

「基準2の自己評価」の最後に述べたように、本学の収容定員充足率や入学定員充足率は、平成17（2005）年度の学部学科の再編にもかかわらず、平成12（2000）年度以降、低下傾向にある。とくに、本学開学以来中核をなしてきた商学部において、その低下傾向が著しい。これは、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に定める本学の使命・目的を十分に果たせていないように見える。改善・向上の方向は、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」の改訂ではない。むしろ、これらを変えらぬ精神・理念・目的とし、それらを実現するための方策に改革を加え、そのための組織上の措置を工夫することが、その方向でなければならない。とくに、「産業の現実」に対する関心や「創造的に社会の発展を指向する」姿勢を強めることで、社会や学習者の潜在的需要に沿う方向が模索されなければならない。

そのため、本学では平成17（2005）年度学部学科再編の完成年度を待たず商学科の改革に着手し、平成19（2007）年度に全学的連携をもちつつ商学部商学科の下に「アジアビジネス専攻」を開設した。同年度から、「将来構想検討委員会」（議長は学長）や「産学官連携センター運営委員会」（議長は副学長）が設けられた。とくに前者は、完成年度後の平成21（2009）年度以後の学部学科再編（リストラクチャリング）計画を策定することを任務の一つとしている。